第２　担保付債権
１　定義
担保付債権とは、協定債権のうち清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、特別清算開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下、同様。）を設定している債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　評価の時期
担保権の対象となっている資産は、平成22年１月１日時点で評価する。
３　遅延損害金及び利息の一部免除
担保権付債権のうち、利息及び遅延損害金については、当該担保権が抵当権の場合は、その満期となりたる最後の２年分を超える金額について、本協定の認可決定が確定した日に免除を受ける。
４　担保権付債権の弁済
担保権の対象となっている資産は、これを速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続にかかる税金・仲介手数料等の諸費用、及び買受人に承継される敷金がある場合はこれらを差し引いた上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲内で、各担保権付債権の弁済にあてる。
担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
５　残余債権の弁済
⑴　担保権の対象となる資産は、本協定の認可決定が確定する日までにその換価処分が終了した場合はその換価による弁済額、同日までにそれが未了の場合は前記２による評価額をもって評価し、その担保権で担保された範囲を超える残額について、一般債権の例によって弁済及び放棄を行う。
ただし、特別清算期間中に担保権の対象となっている資産が前記２による評価額を超えて換価処分できた場合には、その換価処分により当該評価額を超えて現に弁済に充てられた金額について、遡って放棄の効力を失う。
⑵　担保権の対象となる資産の換価により現に弁済に充てられた金額をもってその担保権で担保された範囲とし、これを超える残額について、一般債権の例によって最終弁済及び放棄を行う。

第３　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権、敷金債権に該当しないものをいう。
２　遅延損害金及び利息の免除
一般債権のうち、特別清算開始決定日以降の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
３　債権の放棄
一般債権者は、清算株式会社が第２により、資産の換価をすべて完了し、担保債権者に対する弁済を完了したときは、一般債権の全額について放棄する。
４　清算株式会社は、資産の換価をすべて完了し、担保債権者に対する弁済を完了した後に残余財産または新たな財産を発見したときは、速やかにこれを換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権者に支払う。支払いの方法は、全債権の債権残額に対して平等の割合の配当により行う。この場合においては、債権者が前３項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第４　敷金
１　定義
敷金とは、協定債権のうち、清算株式会社が所有する不動産に関する賃貸借契約に基づき賃借人が清算株式会社に対して有する敷金又は保証金返還請求権をいう。
２　取扱
清算株式会社は、その所有する不動産のうち賃貸借契約の目的物となっているものを換価処分する場合には、買受人に敷金を免責的に承継させるものとする。ただし、当該換価処分時に存在する敷金の額を限度とする。

宇都宮地方裁判所第１民事部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第１号
大阪市住之江区南港北１丁目14番16号
更生会社　株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング
管財人　中井　康之
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第２号
大阪府東大阪市長栄寺20番13号
再生債務者　ヨシキ鋼材株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル６階　弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士　軸丸　欣哉
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年１月28日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第３号
大阪市東淀川区西淡路５丁目11番６号
再生債務者　香川　由樹
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区天神橋２丁目５番25号若杉グランドビル５階501号室　木部法律事務所　弁護士　木部　徹之
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成23年１月31日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第４号
大阪市西区境川１丁目６番３号
再生債務者　株式会社ホリスチール
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目７番12号東京建物大阪ビル８階　共栄法律事務所　弁護士　稲田　正毅
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ